

自治体における
建築物の解体現場等からの
石綿飛散防止対策

川崎市 環境局 環境対策部

内容

- 条例による取組
- 大気汚染防止法及び条例の運用状況

条例による取組について

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)

条例改正の目的

- 大気汚染防止法の補完
- 石綿含有成型板への対応

改正条例の施行日

- 平成23年10月1日施行

条例の主な改正点

- ①注文者の配慮
- ②事前調査の実施、届出、結果の保存
- ③住民への周知
- ④石綿濃度の測定及び計画書の届出
- ⑤石綿排出等作業実施の届出（石綿含有成形板）
- ⑥作業基準（石綿含有成形板）
- ⑦測定結果の報告、作業完了の報告
- ⑧勧告・公表

- ・①以外は元請事業者の責務
- ・他法令との整合を配慮（過度の負担を回避）

①注文者の配慮

□ 建築物等の情報提供

施工者に、設計図面等の石綿含有建築材料の使用状況に関する情報を提供するように努めること。

□ 施工方法、工期等に配慮した契約

契約条件に、作業基準遵守を妨げる条件を付さないこと。(工事に見合った費用、工期での契約)

→元請けが下請けに工事を委託した場合、
元請けは注文者となる。

②事前調査の実施

対象：全ての建築物等※1の解体等作業※2

※1 建築物及び建築物以外の土地に定着した工作物

※2 解体及び改造補修

②事前調査結果の届出、保存

□対象

	大気汚染防止法の補完	石綿含有成型板への対応
届出	・大気汚防止法対象工事 (以下「法対象工事」という。)	・床面積の合計が <u>80m²以上</u> の石綿含有成型板を使用した <u>建築物の解体工事</u>
保存	・上記の届出対象工事 ・床面積の合計が <u>80m²以上</u> の石綿建材を <u>使用していない建築物の解体工事</u>	

□保存期間

3年間(ただし、届出は市が30年間保存)

③住民への周知

	大気汚染防止法の補完	石綿含有成型板への対応
対象	・法対象工事	・床面積の合計が <u>80m²</u> 以上の石綿含有成型板を使用した <u>建築物の解体工事</u>
方法	・事前調査結果の表示(掲示板の設置) ・広告物の配布等(必要に応じて、個別訪問、説明会も実施)	
範囲	・作業区域から水平方向で20mの範囲 (広告物の配布等)	

④石綿濃度の測定及び計画書の届出

	大気汚染防止法の補完	石綿含有成型板への対応
対象	<ul style="list-style-type: none">・法対象工事 かつ・特定建築材料の使用面積が50m²以上	<ul style="list-style-type: none">・市長が必要と認めるとき
方法	<ul style="list-style-type: none">・環境庁告示93号・環境省マニュアル(版は指定せず。)	
測定地点	<ul style="list-style-type: none">・作業前、後：敷地境界の風下1地点(もしくは東西南北4地点)・作業中：風下1地点含む4地点(もしくは東西南北4地点+集じん機出口、前室入り口付近)	

⑤石綿排出等作業実施の届出 (石綿含有成型板の工事のみ)

□ 対象

床面積の合計が80m²以上で、かつ
石綿含有成型板の使用面積が500m²以上
である建築物の解体工事

⑥作業基準

(石綿含有成型板の工事のみ)

□作業方法

(対象:すべての建築物等の解体等作業)

手作業(原型保持)、湿潤化、建築物の
周囲の養生(建物の高さ以上)

□作業内容等の揭示

(対象:床面積の合計が80m²以上の建築物の
解体工事)

⑦測定結果の報告、作業完了の報告

□対象

	大気汚染防止法の補完	石綿含有成型板への対応
測定結果	・測定計画を届出した工事	
作業完了	・法対象工事	・石綿排出等作業実施の届出をした工事 (石綿含有成型板の使用面積が500m ² 以上)

⑧勸告・公表

- ②事前調査の実施、届出、結果の保存
- ③住民への周知（事前調査結果の表示）
- ④石綿濃度の測定及び計画書の届出
- ⑤石綿排出等作業実施の届出（石綿含有成形板のみ）
- ⑥作業基準（石綿含有成形板のみ）
- ⑦測定結果の報告、作業完了の報告

運用状況

大気汚染防止法

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

運用状況

(大気汚染防止法)

□ 立入検査対象

- ・臨海部工業専用地域におけるグローブバック作業以外の工事

□ 立入件数

年間全届出件数(約200件)のうち、60件程度

□ 検査方法

- ・デジタル粉じん計による集じん機排出口の調査
- ・集じん機が正常稼動の場合、計測値はゼロとなる。

□ 検査状況

- ・養生後、除去開始前及び除去開始後に調査
- ・約1割が異常→集じん機の交換(HEPAフィルターの異常)

石綿濃度の測定結果の取扱い

(条例:吹付け、断熱材等)

□ 基準値

設定していない。

□ 行政指導の目安

当市の環境濃度測定の結果が、ND～0.2本/L程度であることを踏まえ、1本/Lを超えた場合には、「石綿が飛散した」と解釈し、行政指導を実施。

□ 平成23年度の指導実績

指導件数:1件

濃度:最大2.5本/L

運用状況

(条例:石綿含有成型板)

- 事前調査届出の件数の推移
施行当初:月20件程度 → 現在:月50件程度
(建設リサイクル法の解体:年間約2,200件)
- 立入検査
 - ・全件立入検査を実施
- 検査方法
 - ・作業基準の遵守・掲示板の設置状況の確認
 - ・携帯型石綿分析装置による事前調査の実施状況を調査
 - ・検出感度:含有率1%
 - ・「①ほとんどの石綿含有成型版には1%以上含まれている」ことと、「②解体現場で迅速かつ容易に判断できる」ものであることにより採用

携帯型石綿分析装置

近赤外分光法を原理とし、建材中の石綿を識別する。



Thermo scientific
microPHAZIR-AS™

特徴

- ・解体現場において迅速に石綿の含有の有無を判断可能
- ・石綿含有率1%以上で測定可能
- ・アモサイトとクロシドライトはスペクトルが近似しているため、Am/Crと表示される
- ・表面塗装の厚い建材、黒色系の建材等では検出不可

検査状況

(条例:石綿含有成型板①)

□ 事前調査の実施状況

- ・半数の現場で、届出書に記載のない石綿含有成型板が見つかる。

□ 事業者の対応状況等

- ・適正に処理を行うが、違反割合に変化がない。
 - 業者の裾が広く、条例周知が難しい。(1年は周知期間)
 - 下請け作業員は気づいている。(法令順守意識の欠如)
 - 石綿に関する知識が欠如している。
 - 事前調査する時間がない。(契約条件を変えるよう指導)
 - 発注者が事前調査を拒む。(工期、費用)

検査状況

(条例:石綿含有成型板②)

□ 事業者の対応状況等

- 違反の程度には差がある。

→トイレのクッションフロアだけの場合や、外装・内装材等複数の建材で見つかる現場など様々。

- 「なぜ、川崎市だけ厳しいのか？」

→石綿則は遵守されていなかった？

- 分析計に興味を持つ。

→価格を聞いてあきらめる。安価な機器が必要。